



Dプロニュース

ご連絡先：〒231-0012 横浜市中区相生町1-15 第二東商ビル5F
電話：045-226-5482 FAX：045-226-5483
e-mail：info@d-produce.com
ホームページ：<http://www.d-produce.com/>

今後法制化される「受動喫煙防止対策」 「メンタルヘルス対策」

◆労働政策審議会が報告書（案）を発表

12月中旬に、厚生労働省の労働政策審議会（安全衛生分科会）から、「今後の職場における安全衛生対策について（報告）」の案が発表されました。

この中には、「受動喫煙防止対策の抜本的強化」「メンタルヘルス対策の推進」など、企業に少なからぬ影響を与える内容が盛り込まれており、今年の通常国会に、この内容を基にした労働安全衛生法の改正案が提出される見込みです

以下では、この報告書（案）の主な内容をご紹介します。

◆職場における受動喫煙防止対策の抜本的強化

受動喫煙の有害性に関する知識の普及、受動喫煙防止に関する労働者の意識の高まり等を踏まえて、一般の事務所・工場等については、全面禁煙や空間分煙とすることを事業者の義務とすることが適当である、としています。

また、飲食店、ホテル・旅館等の顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所についても、労働者の受動喫煙防止という観点からは、全面禁煙や空間分煙の措置をとること

を事業者の義務とすることが適当である、としています。

しかし、顧客の喫煙に制約を加えることで営業上の支障が生じ、全面禁煙や空間分煙を行うことが困難な場合には、当分の間、可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることを事業者の義務とし、具体的には、換気等による有害物質濃度の低減等の措置をとることとし、換気量等の基準を達成しなければならないこととすることが適当である、としています。当面は、国による指導を中心に行うこととし、罰則は付さないこととする、としています。

◆職場におけるメンタルヘルス対策の推進

近年、職場におけるメンタルヘルス不調者の増加が大きな社会問題となっているのは周知の通りです。

今後の事業者の取組みとして、医師が労働者のストレスに関連する症状・不調を確認し、この結果を受けた労働者が事業者に面接の申出を行った場合、現行の長時間労働者に対する「医師による面接指導制度」と同様、事業者が医師による面接指導および医師からの意見聴取等を行うことを事業者の義務とする新たな枠組みを導入することが適当である、としています。

なお、ここでいう「新たな枠組み」

では、個人情報の保護の観点から、医師（ストレスに関連する症状・不調の確認を行った医師）は、労働者のストレスに関連する症状・不調の状況および面接の要否等の結果について、労働者に直接通知することとする、としています。

確定申告をめぐる裁判例・裁決例から

◆納税者と税務署の対立

「節税できると思って確定申告を行ったたら、税務署から否認された」というような経験をした方にとって参考となるのが、納税者と税務署が対立した裁判例・裁決例です。

これから始まる確定申告の前に、気になる税金の急所を、裁判例や裁決例で事前にチェックしてみたいかがでしょうか。

◆「納税者側に軍配」の判決

昨年、税金をめぐる納税者と税務署の訴訟について、最高裁が納税者側に軍配を上げた2つの判決が注目を集めました。

1つは、年金払い方式の生命保険金に対する「二重課税」判決です。最高裁は、死亡保険金を年金形式で受け取る場合、相続税と所得税を課するのは「二重課税」で違法との判決を下しました。この結果、納税者は類似の年金払い型の保険商品も含めて、過去に払い過ぎた所得税の還付を受けられるようになりました。

もう1つは、所得税の源泉徴収（天引き）をめぐる判決です。最高裁はホステスの報酬から源泉徴収額を計算する際に、法令通り「計算対象期間の全日数」による控除を妥当としました。税務署は従来、全日数ではなく「実際に働いた日数分」しか控除を認めていませんでしたが、最高裁は「みだりに税法の文言を離れた解釈すべきではな

い」と税務当局を戒めました。

◆「法令の規定通りの課税」の方向へ

最高裁は一連の判決を通じ「税金は法令の規定通りに課すべき」という租税法律主義の考え方を徹底させようとしています。

そもそも税金の場合、納税者は制度上、直ちに裁判に訴えることができず、まずその処分を下した税務署に異議申立てをする必要があります。それでも納税者の主張が通らない場合は国税不服審判所に審査請求をします。この審判所の判断を「裁決」といいますが、裁決でも主張が認められない場合にやっとなりて裁判所に提訴できます。

◆わからない場合には専門家に相談

いずれにしても、個人が節税を考える場合には、自分のケースがどのように扱われるかを法令に沿って考えることが重要です。それでも税法は難しいものですから、わからなければ、税理士などの専門家に聞くことが賢明でしょう。

民間企業における「病欠・休暇制度」の実態

◆人事院による調査結果から

人事院では、国家公務員の勤務条件等を検討することを目的として、毎年、民間企業の勤務条件制度などに関する調査を実施しています。ここでは、平成21年の調査結果のうち、「病欠・休暇制度」について見ていきます。

なお、本調査結果は、常勤従業員数50人以上の全国の企業のうち、回答のあった3,520社について集計したものです。

◆病欠・休暇制度等の導入状況

病欠・休暇制度など、私傷病により休むための制度がある企業は

「83.4%」で、そのうち病欠・休暇制度がある企業は「75.9%」となっています。

また、病欠・休暇制度と病欠・休業制度の両方がある企業は「69.6%」でした。

◆病欠・休暇制度の取扱い

病欠・休暇制度の上限日数について、1回の疾病について定めている企業は「85.4%」、1年（度）について定めている企業は「16.4%」となっています。

また、上限日数を1回の疾病について定めている企業のうち、勤続年数による上限日数の違いがない企業は「55.6%」でした。

◆病欠・休暇制度の上限日数

1回の疾病について定めている病欠・休暇制度の上限日数の平均日数は「127.1日」で、最頻値は「90日」となっています。

また、病欠・休暇または病欠・休業から業務に復帰後、同一または類似の病欠や怪我で休む場合に、休みの日数を前の休みの日数から通算・累積する企業は「68.4%」となっています。

2月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

1日 ○ 贈与税の申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

10日

○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

○ 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

15日

○ 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

28日

○ 固定資産税<都市計画税>の納付<第4期分> [郵便局または銀行]

○ 法人税の申告<決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等について> [税務署]

○ じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]

○ 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]

○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

編集後記(青山)

2月3日は節分ですね。節分って、豆まきの日？太巻きを食べる日？？？ということで、節分について調べてみました。節分とは、本来は節(季節)の分かれ目のことで、もともとは立春・立夏・立秋・立冬の前日をすべて節分としていたようです。その中で、立春は旧暦の新年にあたり1年の初めということで、今のように2月3日となったようです。

豆まきは、「魔の目(魔目=まめ)」に豆を投げ付けて「魔を滅する(魔滅=まめ)」という意味があり、私が横浜に来て初体験をした巻き寿司を食べる習慣は、福を巻き込むという意味があるそうです。

最近では、冷夏や暖冬など季節感がなくなってきていますが、今回調べてみて、日本には古くから移り行く四季と共に、季節ごとの年中行事を大切にしてきたのだと感じる事が出来ました。

今年はみんなで豆まきをして、不景気という名の魔目を魔滅して、福を呼び込みたいですね。

